

◎岐阜県立高等学校授業料免除制度について

岐阜県では高等学校等就学支援金を受給していない生徒について、授業料半額免除又は授業料全額免除の制度があります。

免除の対象となる主な事由については、下記のとおりですので、免除を希望される場合は、事務室へ申し出てください。

記

【一般免除】

- ・生活保護法の規定する被保護者若しくは要保護者の世帯
- ・扶養者が保有する住家等が天災等により著しい損害を受けた生徒
- ・本人及び扶養者が地方税法の規定により市町村民税の所得割額の納付を要しない世帯に属する生徒
- ・本人及び扶養者が所得税法の規定により所得税の納付をしないこととなる世帯に属する生徒
- ・扶養者が疾病、自己の都合によらない失職などの理由で前年度のように収入を得ることができないと認められる生徒（ただし、他の家族（世帯全員）に課税額がない場合）

【交通遺児等免除】

- ・生活保護法の規定する被保護者若しくは要保護者の世帯
- ・扶養者が保有する住家等が天災等により著しい損害を受けた生徒
- ・本人及び扶養者が地方税法の規定により市町村民税の所得割額の納付を要しない世帯に属する生徒
- ・本人及び扶養者が所得税法の規定により所得税の納付をしないこととなる世帯に属する生徒
- ・扶養者が国民年金の保険料の納付を免除されている生徒
- ・同一生計に属する者が児童扶養手当の支給をうけている生徒
- ・同一生計に属する者が市町村から就学援助を受けている生徒

【申請提出時期】

- ・随時受付

岐阜県立岐阜高等学校事務室

TEL 058-251-1234